平成２２年（フ）第４１９号
兵庫県西宮市南甲子園３丁目８番５号、開始決定時の住民票上の住所大阪府寝屋川市成田西町19番10号
破産者　安永　泰久
1　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
2　一般調査期日　平成23年５月12日午前10時15分
平成23年２月24日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５８５号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目１番２―315号、従前の住所兵庫県明石市大久保町福田３丁目１番24―505号
破産者　嵜野　浩宣
1　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
2　一般調査期日　平成23年５月12日午後１時30分
平成23年２月24日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４号
新潟県長岡市川崎５丁目363番地２
破産者　木下　幸子
1　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
2　一般調査期日　平成23年５月20日午前11時
平成23年２月25日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６２７号
堺市南区晴美台１丁29番３―107号
破産者　小田ゆかり
1　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
2　一般調査期日　平成23年５月19日午前11時30分
平成23年２月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成１０年（フ）第４４１号
秋田県能代市浅内字此掛沢140番地１
破産者　有限会社能代産業廃棄物処理センター
1　債権者集会の期日　平成23年３月24日午前10時
2　会議の目的　破産廃止に関する意見聴取、異議ないとき併せて破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年２月24日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６５号
大阪市東淀川区小松２丁目７番26号
破産者　株式会社七福
1　期日　平成23年３月29日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２号
愛媛県宇和島市新田町２丁目２番17号　四国電力新田寮
破産者　上甲　輝彦
1　期日　平成23年７月７日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月24日
松山地方裁判所宇和島支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９号
熊本県球磨郡山江村大字山田乙2324番地の１
破産者　和田建設有限会社
異議申述期間　平成23年４月18日まで
平成23年２月25日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７６号
熊本県玉名市両迫間1355番地１
破産者　簑原　和真
異議申述期間　平成23年４月25日まで
平成23年２月25日　熊本地方裁判所玉名支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０９６号
東京都豊島区南池袋３丁目13番５号
清算株式会社　藤澤建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０１３号
東京都台東区蔵前３丁目19番７号
清算株式会社　株式会社アクアーズ
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第４号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目35番15号
清算株式会社　ムラカミ食品株式会社
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第４９号
横浜市金沢区福浦２丁目14番地５
清算株式会社　誠商工株式会社
代表清算人　加山　利明
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額について以下のとおり弁済する。
⑴　協定債権額が１万円未満の協定債権者
別表１記載の協定債権額が１万円未満の協定債権者に対しては、同表記載の協定債権額全額
⑵　協定債権額が１万円以上５万円未満の協定債権者
別表２記載の協定債権額が１万円以上で５万円未満の協定債権者に対しては、それぞれ１万円を弁済し、協定債権額より前記１万円を差し引いた協定債権額については、前記⑴の協定債権者への弁済及び前記各１万円の弁済をした残額について、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
⑶　協定債権額が５万円を超える協定債権者
別表３記載の協定債権額が５万円を超える協定債権者に対しては、前記⑴の協定債権者への弁済及び同⑵の協定債権者への各１万円の弁済をした残額について、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別表省略）
横浜地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１５号
千葉県松戸市大橋126番１号
再生債務者　株式会社富士コーポレーション
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区内幸町１丁目１番７号　ＮＢＦ日比谷ビル10階　クレオール日比谷法律事務所　弁護士　西本　邦男
平成23年２月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
千葉県野田市岩名２丁目26番16号
再生債務者　株式会社岩名不動産
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年５月９日から平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

書面による決議に付する決定

平成２０年（再）第６号
岐阜市菅生６丁目７番地11
再生債務者　有限会社ＷＩＮＤＯＭ
1　決議に付する再生計画案　平成22年12月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権を不統一行使する場合の通知期限　平成23年３月14日まで
3　再生計画案に対する回答期限　平成23年３月25日まで
平成23年２月24日　岐阜地方裁判所